

日永浄化センターほか47施設包括的民間委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

業 務 名	日永浄化センターほか47施設包括的民間委託
業務の目的	下水道施設等の維持管理業務（運転管理委託業務や保守点検業務など）について、従来と同様の仕様書発注方式による維持管理業務に加え、国土交通省が示すガイドラインにもとづく電気（高圧電力除く）や薬品・燃料の調達、小修繕等を含めた性能発注方式による包括的民間委託を汚水処理施設等の維持管理業務にて実施し、維持管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用による良好な機能維持を図ることを目的とします。
業務内容	別紙に示す施設の維持管理業務
委託期間	契約の日から令和14年3月31日 まで ただし、契約の日より令和9年3月31日までは施設引継等の準備期間とする。

2. 見積限度額 4,099,802,630 円（R8年度からR13年度まで）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、代表企業及び構成員から構成されるグループによるものとし、代表企業及び構成員は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- （1）入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（工事又は物品・業務委託のいずれか）に登録されている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- （4）入札の公告の日から当該案件の契約締結の日までの期間において、本市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がないこと。
- （5）入札の公告の日から当該案件の契約締結の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けている期間がないこと。
- （6）関係法令、規則等に違反していないこと。
- （7）グループを構成する企業数は、代表企業を含む2社以上とする。
- （8）本件入札に参加するグループの代表企業または構成員は、他のグループの代表企業または構成員として複数に参加していないこと。
- （9）グループの代表企業は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定より登録されていること。

(10) グループの代表企業以外の構成員は、四日市市内に本店を有する企業とする。

(11) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たすものであること。

ア. グループの代表企業は国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注する次の業務について、元請（複数の企業による受託グループ（SPC, JV 等）の代表企業でも可）として行った同種業務の業務実績として、平成28年4月1日より令和8年3月31日までに、以下（ア）、（イ）の要件をすべて満たすこと。（現在受託中の業務で2年を経過したものは実績として認める。）なお、以下（ア）、（イ）の要件は別々の施設の実績でも認める。

（ア）下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理場において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が、28,400 m³/日以上以上の施設の維持管理業務^{注1}を同一施設で2年以上受託した実績を有すること。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のための維持管理業務^{注1}は含まない。

（イ）雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径 700mm 以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備の維持管理業務^{注1}を同一施設で2年以上受託した実績を有すること。なお、河川排水機場の実績でも認める。

イ. グループの構成員は国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注する次の業務について、元請（単独または複数の企業による受託グループ（SPC, JV 等）の代表企業または構成員）として行った同種業務の業務実績として、平成28年4月1日より令和8年3月31日までに、以下（ア）、（イ）のいずれかの要件を満たすこと。（現在受託中の業務で1年を経過したものは実績として認める）

（ア）汚水処理施設で水処理能力が1施設として60m³/日以上以上の維持管理業務^{注1}を同一施設で1年以上受託した実績を有すること。

（イ）ポンプ設備の維持管理業務^{注1}を同一施設で1年以上受託した実績を有すること。

ウ. 業務期間の配置予定者として専任で業務総括責任者を1名及び副総括責任者を1名以上を配置すること。なお、配置予定者は下記の要件を満たし、直接的かつ恒常的（3ヵ月以上）な雇用関係にある者に限る。

（ア）業務総括責任者の要件（代表企業から選任すること）

a. 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者。

b. 次の全ての業務経験を有する者。

(a) 下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式の維持管理業務^{注1}として2年以上の経験（業務総括責任者または副総括責任者としての実績でも可）を有すること。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のための維持管理業務^{注1}は含まない。

(b) 雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径 400mm 以上でディーゼル

ルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の維持管理業務^{注1}として、2年以上の経験（業務総括責任者または副総括責任者としての実績でも可）を有すること。なお、河川排水機場の実績でも認める。

（イ）副総括責任者の要件

- a. 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者。
- b. 次の全ての業務経験を有する者。ただし、次のいずれかの業務経験しかない場合は、該当する業務経験を副総括責任者として複数人配置すること。
 - (a) 下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式の維持管理業務^{注1}として、1年以上の経験（業務総括責任者または副総括責任者としての実績でも可）を有すること。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみの維持管理業務^{注1}は含まない。
 - (b) 雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径400mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の維持管理業務^{注1}として、1年以上の経験（業務総括責任者または副総括責任者としての実績でも可）を有すること。なお、河川排水機場の実績でも認める。

注1：維持管理業務とは、年間を通じて施設の運転操作、保守点検等の業務とする。ただし、次の業務は除く。

- ・単なる施設内の清掃、汚泥等の運搬、各設備・機器の定期修繕。
- ・施設の運転操作、保守点検等の業務であっても、実質的な責任を担うとはいえない補助的な業務。

4. 候補者の決定方法

候補者選定までの手続き・流れについては以下のとおり。

内 容	日程・期限 (予定)	事務局	参加者	審 査 委員会
公募の開始	R8. 7. 17	○		
公募内容に対する質問書の提出	R8. 8. 7		○	
質問に対する回答	R8. 8. 20	○		
参加意向申出書提出	R8. 9. 10		○	
参加資格確認結果の通知	R8. 9. 18	○		
企画提案書の提出	R8. 9. 29		○	
一次審査（書面）	R8. 10. 下旬	○		○
一次審査結果の通知	R8. 11. 上旬	○		
二次審査（ヒアリング）	R8. 11. 下旬	○	○	○
審査結果の通知及び公表	R8. 12. 上旬	○		
契約の締結	R8. 12. 下旬	○	○	

※審査委員会にて、一次審査を行い、上位3社の選定を行う。

※応募者が3社以下の場合は一次審査と二次審査を合わせて行う。

※一次審査、二次審査の評価を合計し、候補者を決定する。

5. 質疑・回答

質問書提出方法 様式集の様式1「質問書」を電子メールにて以下の提出先に提出すること。

質問書提出期限 令和8年8月7日の午後4時まで

質問書提出先 四日市市上下水道局 技術部 施設課 下水施設係

TEL : 059-354-8230 (送受信を電話で確認すること。)

E-Mail : shisetsu@city.yokkaichi.mie.jp

質問への回答 令和8年8月20日までに四日市市上下水道局ホームページに掲載する。

6. 参加申込・資格審査

○申込方法 様式集の様式2「参加意向申出書」(添付書類含む)を提出期限までに、四日
市上下水道局技術部施設課下水施設係に持参すること。

○資格審査 本実施要領に記載の「4. 参加資格要件」に関して審査を行う。

○通知 様式集の様式5「参加資格審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより通知する。

※応募者が3者以下の場合、第一次審査を第二次審査と合わせて行うため、
参加資格審査結果通知時に第二次審査の場所・日時等を通知する。

○説明請求 資格審査の結果、本件への参加資格を有しないとなった場合、応募者は、その理由について、説明を求めることができる。なお、説明を希望する場合は令和8年9月24日までに、上下水道局技術部施設課へその旨を記載した書面を提出すること。

7. 企画提案書作成方法

「企画提案書作成要領」のとおり。

8. 審查方法

「審査要項」のとおり。

9. 審查結果

○第一次審査結果

通知時期：令和8年10月下旬頃

通知方法：各応募者へ様式集の様式9「プロポーザル審査結果通知書（第一次）」にて郵送及び電子メールにより通知する。

※応募者が３者以下の場合、第一次審査を第二次審査と合わせて行うため、第一次審査結果の通知は行わない。

通知内容 : ①第二次審査の対象となった応募者

第二次審査の場所・日時等を通知する。

②第二次審査の対象とならなかった応募者（4位以降）

通知相手先の点数及び第3位の点数を通知する。

○第二次審査結果

通知時期 : 令和8年11月下旬頃

通知方法 : 第二次審査参加者へ様式集の様式10「プロポーザル審査結果通知書(第二次)」にて郵送及び電子メールにより通知する。

通知内容 : 以下の内容を通知する。

- ・通知相手先の順位と総合点数
- ・候補者の名称と総合点数
- ・他の参加者の総合点数(名称は伏せる)

10. 日程(予定)

令和8年 6月16日(火)	第1回プロポーザル審査委員会開催
令和8年 6月 下旬頃	事業内容公表(HP公表)
令和8年 7月17日(金)	参加者募集の公告、実施方針等の公表
令和8年 8月 7日(金)	実施要領等に関する質問受付期限
令和8年 8月20日(木)	実施要領等に関する質問回答期限
令和8年 9月10日(木)	参加表明書及び参加資格確認書の提出期限
令和8年 9月18日(金)	参加資格確認結果の通知
令和8年 9月29日(火)	企画提案書の受付期限
令和8年10月 下旬頃	第一次審査
令和8年11月 中旬頃	第二次審査(応募者が3者以下の場合は第一次審査含む)
令和8年11月 下旬頃	業者選定結果の公表及び通知
令和8年12月 下旬頃	契約の締結

※プロポーザル審査委員会は6月、10月、11月の合計3回の開催を予定。

11. 提出書類の取り扱い

- ・提出書類は応募者へ返還しない。
- ・提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

12. 問合せ先

四日市市上下水道局技術部施設課下水施設係

TEL : 059-354-8230

E-Mail : shisetsu@city.yokkaichi.mie.jp

13. その他

必要経費の負担 : プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。

辞退の取扱い : 応募を取り下げる場合は速やかに様式集の様式8「辞退届」を提出し、その旨連絡すること。辞退により不都合な取扱いはない。

- 失格事項 : 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ・ 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
 - ・ 提出内容に虚偽がある場合。
 - ・ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合。
- 審査結果の閲覧希望 : 審査結果について閲覧を希望する応募者は、通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。なお、閲覧情報は応募者の点数内訳のみとし、他者の得点の閲覧は不可とする。
- 現地確認の希望 : 現地確認を希望する応募者は、「13. 問い合わせ先」へ第二次審査日までに連絡すること。担当課にて日程調整を行い、現地確認の日時を伝えるので、担当課の指示に従い現地確認を行うこと。

委託施設

No.	施設名	所在地	下水道方式	能力等	備考
1	日永浄化センター第2系統	寿町	合流処理場	標準活性汚泥法 35,300m ³ /日	水処理は含まず 汚泥処理のみ
	日永浄化センター第3系統	大字日永	汚水処理場	標準活性汚泥法 32,400m ³ /日	
	日永浄化センター第4系統	日永東二丁目	汚水処理場	ステップ流入式 多段硝化脱窒法 24,400m ³ /日	
2	橋北ポンプ場	新浜町	合流ポンプ場	汚水 69.9m ³ /分 雨水 760.0m ³ /分	
3	納屋ポンプ場	浜町	合流ポンプ場	汚水 88.8m ³ /分 雨水 498.0m ³ /分	
4	阿瀬知ポンプ場	西末広町	合流ポンプ場	汚水 86.0m ³ /分 雨水 629.1m ³ /分	
5	常磐ポンプ場	曙町	合流ポンプ場	汚水 45.4m ³ /分 雨水 1548m ³ /分	
6	智積汚水中継ポンプ場	智積町	汚水ポンプ場	汚水 14.5m ³ /分	
7	高砂ポンプ場	尾上町	汚水ポンプ場 雨水ポンプ場	汚水 3.6m ³ /分 雨水 79.4m ³ /分	
8	中央ポンプ場	日永東	汚水ポンプ場	汚水 61.0m ³ /分	
9	泊汚水中継ポンプ場	泊小柳町	汚水ポンプ場	汚水 5.0m ³ /分	
10	采女汚水中継ポンプ場	采女町	汚水ポンプ場	汚水 6.0m ³ /分	
11	南部第1中継ポンプ場	松泉町	汚水ポンプ場	汚水 6.8m ³ /分	
12	南部第2中継ポンプ場	宮東町	汚水ポンプ場	汚水 6.0m ³ /分	
13	海山道汚水中継ポンプ場	海山道町	汚水ポンプ場	汚水 5.2m ³ /分	
14	波木汚水中継ポンプ場	波木町字加登美	汚水ポンプ場	汚水 3.5m ³ /分	
15	磯津中継ポンプ場	大字塩浜	汚水ポンプ場	汚水 2.5m ³ /分	真空式下水道
16	朝日町ポンプ場	西末広町	雨水ポンプ場	雨水 688m ³ /分	
17	小倉新田地下ポンプ場	楠町小倉	雨水ポンプ場	雨水 5.0m ³ /分	
18	吉崎地下ポンプ場	楠町吉崎	雨水ポンプ場	雨水 10.0m ³ /分	
19	富田浜元地下ポンプ場	富田浜元町	雨水ポンプ場	雨水 9.0m ³ /分	
20	富田浜元第2地下ポンプ場	富田浜元町	雨水ポンプ場	雨水 20.0m ³ /分	
21	富田浜地下ポンプ場	富田浜町	雨水ポンプ場	雨水 20.0m ³ /分	
22	富田浜第2地下ポンプ場	富田浜町	雨水ポンプ場	雨水 20.0m ³ /分	
23	茂福北村地下ポンプ場	南富田町	雨水ポンプ場	雨水 25.9m ³ /分	

No.	施設名	所在地	下水道方式	能力等	備考
24	本町地下ポンプ場	本町	雨水ポンプ場	雨水 24.0m3/分	
25	浜田地下ポンプ場	北浜田町	雨水ポンプ場	雨水 65.0m3/分	
26	八剣地下ポンプ場	赤堀 3 丁目	雨水ポンプ場	雨水 80.0m3/分	
27	新正地下ポンプ場	新正 4 丁目	雨水ポンプ場	雨水 42.5m3/分	
28	大井の川地下ポンプ場	大井の川町	雨水ポンプ場	雨水 20.0m3/分	
29	塩浜地下道地下ポンプ場	馳出町	雨水ポンプ場	雨水 1.0m3/分	
30	磯津第 3 地下ポンプ場	大字塩浜	雨水ポンプ場	雨水 4.0m3/分	
31	磯津第 6 地下ポンプ場	大字塩浜	雨水ポンプ場	雨水 4.5m3/分	
32	富田浜元町 28 区画 地下ポンプ場	富田浜元町	雨水ポンプ場	雨水 14.3m3/分	
33	安島地下ポンプ場	安島二丁目	雨水ポンプ場	雨水 50.0m3/分	
34	納屋運河地下ポンプ場	尾上町	雨水ポンプ場	雨水 70.0m3/分	
35	富田二丁目雨水調整池	富田二丁目	雨水貯留施設	貯量 400m3	
36	富田四丁目雨水調整池	富田四丁目	雨水貯留施設	貯量 654m3	
37	別名六丁目雨水調整池	別名六丁目	雨水貯留施設	貯量 648m3	
38	日永西一丁目雨水調整池	日永西一丁目	雨水貯留施設	貯量 845m3	
39	阿瀬知雨水 1 号幹線施設	朝日町地内	雨水貯留施設	貯量 14,200m3	
40	三滝通第 1 地下ポンプ場	元新町	雨水ポンプ場	雨水 57.6m3/分	
41	三滝通第 2 地下ポンプ場	諏訪町	雨水ポンプ場	雨水 57.6m3/分	
42	橋北滞水池	新浜町	雨水貯留施設	貯量 800m3	
43	納屋滞水池	浜町	雨水貯留施設	貯量 800m3	
44	阿瀬知・常磐貯留管	北浜田町・新正 十七軒町	雨水貯留施設	貯量 2,000m3	
45	諏訪公園雨水調整池	諏訪栄町	雨水貯留施設	貯量 20,400m3	
46	中央通り貯留管排水施設	四日市市三栄町	雨水貯留施設	貯量 11,000m3	
47	浜田通り貯留管排水施設	昌栄町	雨水貯留施設	貯量 15,290m3	
48	水と緑のせせらぎ広場 (下水道親水事業)	東富田町 富田一色町	広場	—	広場の景観 管理業務